

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
33	住民基本台帳に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

杉並区は住民基本台帳に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねない事を認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

杉並区長

公表日

令和6年4月15日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	住民基本台帳に関する事務
②事務の概要	<p>区が住民を対象とする行政事務を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、区の住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。</p> <p>住民基本台帳は、住民基本台帳法(昭和42年7月25日法律第81号)(以下「住基法」という。)に基づき作成されるものであり、住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うものであり、居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。</p> <p>また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住民基本台帳ネットワークシステム)を都道府県と共同して構築している。</p> <p>区は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を取り扱う。</p>
③システムの名称	住民記録システム(以下「既存住民基本台帳システム」という。)、総合証明システム、共通基盤システム、市町村CS、中間サーバ・プラットフォーム、宛名管理システム、共通システム、データ連携システム、コンビニ交付システム、申請管理システム、サービス検索・電子申請機能
<h2>2. 特定個人情報ファイル名</h2>	
(1)住民基本台帳ファイル (2)本人確認情報ファイル (3)送付先情報ファイル	
<h2>3. 個人番号の利用</h2>	
法令上の根拠	<p>1. 番号法</p> <ul style="list-style-type: none">・第7条(指定及び通知)・第16条(本人確認の措置)・第17条(個人番号カードの交付等) <p>2. 住基法</p> <ul style="list-style-type: none">・第5条(住民基本台帳の備付け)・第6条(住民基本台帳の作成)・第7条(住民票の記載事項)・第8条(住民票の記載等)・第12条(本人等の請求による住民票の写し等の交付)・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例)・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)・第15条の2(除票簿)・第15条の3(除票の記載事項)・第15条の4(除票の写し等の交付)・第22条(転入届)・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例)・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項)	

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	区民生活部 区民課
②所属長の役職名	区民課長

6. 他の評価実施機関

一

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区政策経営部情報管理課情報公開係
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区区民生活部区民課住民記録係
-----	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[30万人以上] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年1月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年1月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び全項目評価書]		<p><選択肢></p> <p>1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p>
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査
		[○] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年1月1日	表紙 特記事項	本評価書による事務の開始は、システム再構築後の運用開始を予定している令和3年1月からとなるため、新規に評価書を作成しています。このため、令和2年12月末までは、現行評価書による運用となります。	—	事前	
令和4年3月18日	I ④②法令上の根拠	・番号法第19条第7号及び別表第2	・番号法第19条第8号及び別表第2	事後	自己点検
令和4年3月18日	II しきい値判断 1. 対象人数	令和2年10月1日 時点	令和3年10月1日 時点	事後	自己点検
令和4年3月18日	II 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年10月1日 時点	令和3年10月1日 時点	事後	自己点検
令和5年4月17日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	住民記録システム(以下「既存住民基本台帳システム」という。)、総合証明システム、中間サーバコネクタ(※住民基本台帳)、市町村CS、中間サーバ・プラットフォーム、宛名管理システム、共通システム、データ連携システム	住民記録システム(以下「既存住民基本台帳システム」という。)、総合証明システム、中間サーバコネクタ(※住民基本台帳)、市町村CS、中間サーバ・プラットフォーム、宛名管理システム、共通システム、データ連携システム、申請管理システム、サービス検索・電子申請機能	事後	
令和5年4月17日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(略)第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、119の項)	(略)第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月17日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	(略)杉並区政策経営部情報政策課情報公開係	(略)杉並区政策経営部情報管理課情報公開係	事後	
令和5年4月17日	II しきい値判断 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年10月1日 時点	令和4年12月1日 時点	事後	
令和5年4月17日	II 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年10月1日 時点	令和4年12月1日 時点	事後	
令和6年2月15日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	住民記録システム(以下「既存住民基本台帳システム」という。)、総合証明システム、中間サーバコネクタ(※住民基本台帳)、市町村CS、中間サーバ・プラットフォーム、宛名管理システム、共通システム、データ連携システム、申請管理システム、サービス検索・電子申請機能	住民記録システム(以下「既存住民基本台帳システム」という。)、総合証明システム、共通基盤システム、市町村CS、中間サーバ・プラットフォーム、宛名管理システム、共通システム、データ連携システム、コンビニ交付システム、申請管理システム、サービス検索・電子申請機能	事後	機器更改のため システム名称の記載漏れ

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年2月15日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	(略) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第22条(転入届) (略)	(略) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第15条の2(除票簿) ・第15条の3(除票の記載事項) ・第15条の4(除票の写し等の交付) ・第22条(転入届) (略)	事後	重要な変更に当たらない(根拠法令の記載漏れ)
令和6年2月15日	II しきい値判断 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年12月1日 時点	令和6年1月1日 時点	事後	自己点検
令和6年2月15日	II 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年12月1日 時点	令和6年1月1日 時点	事後	自己点検